

金融円滑化にかかる基本的方針、体制の概要および実施状況

令和2年4月21日
新潟県信用農業協同組合連合会

当会は、新潟県内の農業協同組合等の出資団体とその構成員である組合員の経済的・社会的地位の向上を図ることを第一義的使命とするとともに、地域の金融機関として農業及び関連する産業の振興、地域社会の発展に寄与することを基本的使命としており、「健全な事業を営む農業事業者・中小企業者等、お客さまの期待と信頼に応え、必要な資金を円滑に供給すること」が、地域農業の振興と地域社会の発展に貢献する当会の最も重要な役割のひとつであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」は平成25年3月末に終了しましたが、引き続き当会の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

1. 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当会では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本的方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本的方針（概要）

1. 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する柔軟な対応
2. お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
3. 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
4. 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
5. 当会の金融円滑化管理に関する体制

（注）方針の全文を含む当会の「金融円滑化に向けた取組み」については、当会ホームページ（<https://shinren.jabank-niigata.or.jp/>）に掲載しておりますので、ご参照ください。

2. 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当会では、金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

(1) 融資検討委員会の設置

代表理事専務以下、関係役員・部長を構成員とする「融資検討委員会」にて、当会の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告するとともに、必要に応じてその決議を受けることとしております。

(2) 金融円滑化管理責任者・管理責任部署の設置

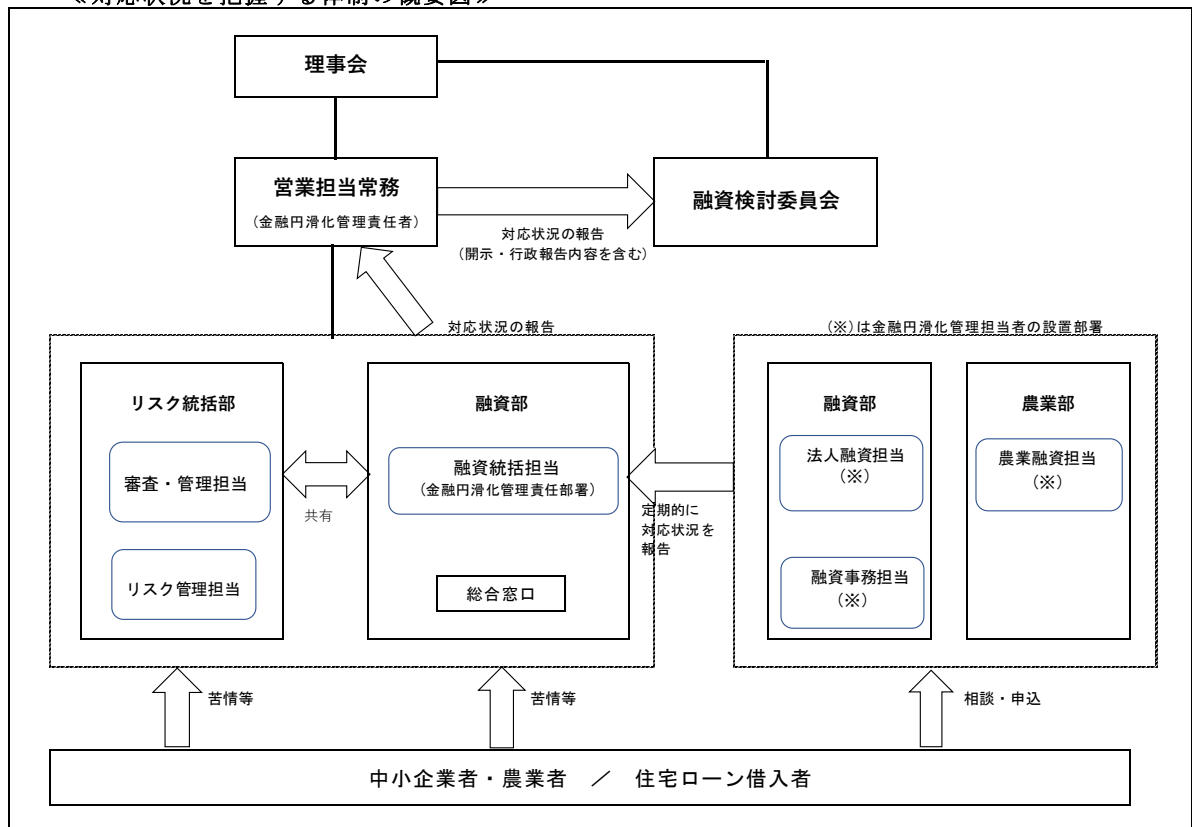
営業担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」、融資部（融資統括担当）を「金融円滑化管理責任部署」として、当会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。

(3) 金融円滑化管理担当者の設置

融資担当部署に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各部署における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、融資部（融資統括担当）へ報告することとしております。

(4) 融資担当部署では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

《対応状況を把握する体制の概要図》



3. 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客様からの金融円滑化にかかるご相談の総合窓口を融資部（融資統括担当）に設置しているほか、融資部、農業部においてもご相談を承っております。
- (2) お客様からの当会の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、上記(1)の相談窓口で承っているほか、リスク統括部（リスク管理担当）に受付窓口を設置しております。
- (3) 相談窓口において苦情を受け付けた場合には、相談・苦情等管理責任者であるリスク統括部長へ報告し、リスク統括部長が対応の指示及び処理の一元的管理を行うことで、適切な対応を実施する体制を整備しております。

なお、リスク統括部長は、金融円滑化管理責任者と適切に連携し、金融円滑化の趣旨に照らして、不適切または不適切なおそれのある対応について、適時適切に情報を収集し、金融円滑化管理責任者に報告することとしております。また、融資検討委員会において、お客様からの重要な相談・苦情等を踏まえた金融円滑化管理態勢の整備に関する事項を協議することとしております。

(注) お客様のためのご相談窓口の一覧は、当会ホームページの「金融円滑化に向けた取組み」に掲載しておりますので、ご参照ください。

4. 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 融資担当部署とリスク統括部（審査・管理担当）が連携して、お借入条件の変更等を行ったお客様の経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善または再生のための助言等を行うなど、お客様への支援について真摯に取り組めます。
- (2) 経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上に向けて、当会職員に対し、必要な研修・指導を行ってまいります。

5. 貸付けの条件の変更等の実施状況

中小企業者	別表 1 のとおり
住宅資金借入者	別表 2 のとおり

(注) 行政機関からの指示に基づき、平成 29 年 4 月 1 日以降の実績に関する開示については、年次で 1 年間の計数を記載しております。

以 上

別表 1

貸付けの条件の変更等の実施状況（債務者が中小企業者である場合）

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

（単位：件）

	平成 25 年 6 月末	平成 25 年 9 月末	平成 25 年 12 月末	平成 26 年 3 月末	平成 26 年 6 月末	平成 26 年 9 月末	平成 26 年 12 月末	平成 27 年 3 月末	平成 27 年 6 月末	平成 27 年 9 月末	平成 28 年 3 月末	平成 28 年 9 月末	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	令和 2 年 3 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	193	202	208	217	221	242	255	269	275	297	329	345	371	401	421	440
うち、実行に係る貸付債権の数	178	193	201	210	213	225	243	257	265	274	305	319	340	370	389	407
うち、謝絶に係る貸付債権の数	1	1	1	1	1	1	1	1	2	6	15	15	21	21	21	21
うち、審査中の貸付債権の数	8	2	0	0	1	10	5	5	2	9	0	2	1	1	1	1
うち、取下げに係る貸付債権の数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	8	9	9	9	9	10	11

貸付けの条件の変更等の実施状況（債務者が住宅資金借入者である場合）

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(単位：件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	9	9	9	9	10	10	10	10	10	10	10	11	11	11	11	11
うち、実行に係る貸付債権の数	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6
うち、謝絶に係る貸付債権の数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4